

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
清掃作業要領

この作業要領及び奈良県西和医療センター清掃作業基準表（以下「作業要領等」という。）は、地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター（以下「当センター」という。）における清掃業務委託に係る作業の大要を示すものである。

本業務に係る企画提案書を提出しようとする者は、作業要領等に記載されている内容を踏まえ、これと同等以上の質が確保できる方法により清掃作業を行うものとし、その具体的な実施方法等を企画提案書に記載すること。

また、企画提案書には、作業要領に記載されていない事項であっても業務の性質上当然行わなければならぬ事項や、建物等の保全管理、美観維持、衛生管理、院内感染対策、患者等の満足度向上等の観点から重要と認められる事項を含むものとする。

第1 日常清掃

1 日常清掃

（1）清掃の場所及び回数等

- ① 清掃の場所及び回数については、別紙「奈良県西和医療センター清掃作業基準表」によるものとする。
- ② 退院時清掃、汚れ等の連絡があった場合は、隨時速やかに対応する。

（2）作業前手洗い

- ① 作業前には必ず手を洗う。
- ② 手洗い後、使い捨て手袋又はあらかじめ準備した作業別手袋を着用し、作業を行う。
- ③ 病室内の作業に当たっては1部屋ごとに使い捨て手袋を交換し、モップ及び清拭タオルは適宜交換を実施する。
- ④ 手袋をはずした後は必ずアルコール式手指消毒剤を適切に使用し、消毒する。
- ⑤ 作業中や移動中に、手袋を着用したまま手摺りやドアノブ等にむやみに触れない。

（3）清掃手順等

- ① 清掃手順は、最も汚染の少ないところから清掃を開始し、最後に汚染しているところに移動して行う。
- ② 原則として、高所から低所へ、奥から手前へ進行して一方向掛けを行う。
- ③ 通行者、利用者の安全を充分に配慮した作業を行い、受託者の責任において作業の安全確保を図る。

（4）ゴミの処理

- ① ゴミ箱の中にあるゴミをゴミ袋ごと取り除き、新品のゴミ袋に交換する。
- ② ゴミ箱に目立つ汚れがある場合は洗剤液（中性洗剤又は除菌剤入り洗剤等）で洗浄し清拭する。汚物入れについても同様とする。
- ③ 感染性廃棄物及び感染性廃棄物専用ゴミ箱を扱うときは、対貫通性のある手袋を着用する。

- ④ 収集したゴミ類は、一般可燃ゴミ（透明袋）、缶・びん等の不燃物（透明袋）、医療系産業廃棄物（黄色袋）、感染性廃棄物（プラスチック製ボックス・ダンボール製ボックス）、リサイクル物（古紙、ダンボール）の種類毎に収集して指定の場所まで運搬、集積する。また、未使用的プラスチック製ボックス、ダンボール製ボックス等を各部所へ適宜補充配置する。
- ⑤ 患者の屑箱回収時は、ゴミ以外のものを誤って処分しないよう注意を払い回収する。
- ⑥ 各箇所からの収集について、手押収集車の走行には積込み過ぎによる落下や歩行者等常に注意を払い、通行者、利用者および職員等との接触事故防止はもちろんのこと、医療機器および施設等への衝突防止および、患者等の進路妨害等にも細心の注意を持って作業を行う。
- ⑦ 集積したゴミについて、衛生及び火気に十分留意を払い、責任をもって保管する。
- ⑧ 廃棄物庫は、作業終了時に清潔保持を確認のうえ、施錠する。

（5）高所除塵

- ① 天井に近いところ（ドア上部、桟、壁面の上部、カーテンレール上部、天井の通気口等）に埃等がある場合は高所除塵に適した用具（HEPAフィルター搭載掃除機又は高所除塵用モップ等）で除塵する。
- ② 壁、天井等の手の届かない箇所の蜘蛛の巣除去は、壁、天井等を損傷しない用具で取り除く。
- ③ 各病室の高所除塵は空室時もしくは、退院時清掃時に定期的に実施する。

（6）床面の除塵

- ① ゴミや埃が空中に飛散しないよう注意し、清潔なドライモップで除塵する。
- ② ドライモップで除塵しにくいコーナーや備品の隙間などは、HEPAフィルター搭載の真空掃除機で除塵する。
- ③ 電気線、パイプが人の往来を妨げたり、真空掃除機の音が診察等に支障をきたす場合は、低音の充電式掃除機等を使用する。
- ④ キャスター付きの什器等、移動可能なものは移動して除塵する。

（7）床面の清拭

- ① モップは、ゾーン別に色分け、区分して使用する。
- ② オフロケーション方式にて仕上げ、歩行時に滑ることのないように仕上げる。
- ③ モップを適宜取り替えながら床を消毒クリーニングする。
- ④ 汚れたモップは、作業終了後に毎日洗浄し、乾燥させ、常に清潔な状態で管理する。
- ⑤ 疋、絨毯等は、真空掃除機を用い、丁寧にゴミ及び埃を取り除き、シミ等の汚れは、必要に応じ洗剤を用いて取り除き、清潔を保つ。
- ⑥ 必要に応じ、自動床洗浄機・ポリッシャーにより洗剤を用いて床面洗浄を行う。

（8）桟、備品等の清拭

- ① 次に掲げる箇所については、低レベル消毒剤入り洗剤液を含ませた清潔なクロス等で清拭を行い、金属部分（ステンレス部分等）は、清拭後、から拭きを行う。
桟、陳列棚、カウンター、手摺り、案内板、ドア、壁、電気スイッチ板、掲示板、ドアノブ、蝶番、設備機器、備品類（各部屋・廊下・待合いホール等に設置の机、椅

子、ロッカー、各部屋設置の応接セット、レターケース、電話機、消火栓等)

② 血液が付着している場合は、使い捨て除菌クロスで清拭した後、適切に次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用する。

③ 医療備品等は、当センター職員の指示がない限りさわらない。

(9) ガラス、窓枠、ブラインドの清掃

① ガラス窓(室内)、ガラスドア等は、水拭きの後、乾拭きして常に清潔な状態を保つ。

② ブラインドは、ほこりをたてないように注意し、専用の刷毛等で汚れを除去し、必要に応じて水拭き及び乾拭きをする。

(10) トイレ、汚物流し等の清掃及び消耗品の補充

① 床面は、砂・埃等が舞い上がるるよう箒等で除塵した後、除菌洗浄剤をしみ込ませたモップまたは雑巾で拭き、汚れを落とし、乾燥させて床を水で滑らないようにする。

② 便器、汚物流しは除菌洗浄剤を用い、タワシ等で汚れを洗浄除去し、排水口のゴミ等を取り除き、清潔な雑巾で水拭き及び乾拭きする。

③ 小便器の目皿、便座の裏側なども入念に清掃する。

④ 適宜尿石取りを行い、消臭剤・芳香剤を用いる等、臭気が発生しないよう注意する。

⑤ トイレ点検を隨時行い、汚れや臭いが発生している場合は直ちに消臭剤を散布する等の適切な処置を講じ、美観を保つよう心がける。

⑥ 排水のつまりがある場合、ラバーカップ等でつまりを除去する。

⑦ 清掃用具は汚染拡大を防ぐため、便器/棚や鏡などの上部/ボタンなどの接触箇所、これら清掃区域ごとに分けて使用し、混在しないよう保管する。

⑧ 便器用清掃用具は、全て他のものと別に用意する。

⑨ 便器を清掃した後は隨時手袋を交換する。

⑩ ジェットタオルの外部の清拭及び内部の清掃をする。

⑪ 便器の洗浄ノズルも便器清掃時に併せて清掃をする。

⑫ トイレットペーパーが、途切れないうよう補充する。

⑬ 鏡は清潔な雑巾で曇りがないよう汚れを拭き取る。

⑭ 壁面、扉、間仕切り、手摺り、ドアノブ等は、除塵後、清潔な雑巾にて清拭し、汚れの著しい場合は、材質に応じた洗剤等で拭き上げ常に清潔な状態を保つ。

⑮ 汚物容器は雑巾等で清拭の上殺菌消毒する。

⑯ 感染防止の観点から、常に清潔な状況に保つよう衛生面に注意する。

⑰ 自動水洗が、電池切れで水が出ない場合には、当センターより支給の電池と交換し、その箇所を清掃日報に記載する。

⑱ ペーパータオル設置箇所においては、ペーパータオルが途切れないうよう補充する。

⑲ 便座除菌装置シートクリーナーの清掃、薬剤補充、動作確認を行う。

⑳ 手指洗浄装置設置箇所においては、薬剤補充および電池交換等の管理を行う。

(11) 洗面台、流し台、診察・処置室流し、給湯室等

① 材質に適合する洗剤・用具を使用して、全面洗浄を行う。

② 流し台は、ステンレス部分が傷つかないよう注意して洗浄する。

- ③ 排水口は、トラップを外し中のゴミを取り除いたあと洗浄する。
- ④ 排水のつまりがある場合、ラバーカップ等でつまりを除去する。
- ⑤ 目立つ汚れがある場合は湯沸かし器、棚等の清拭を行う
- ⑥ 換気扇は目立つ汚れがある場合、取り付けたままできる範囲の除塵を行う。

(1 2) 浴室・シャワー室、脱衣室等

- ① バスタブ、棚、桟、ガラス、壁、水道蛇口、シャワー器具、配管パイプ、排水口等は、専用スポンジ及び洗剤で付着した汚れを落とし、水で洗い流し、清潔な雑巾で水拭き及び乾拭きする。
- ② 排水口は、トラップを外し中のゴミを取り除いたあと、排水口の中は棒タワシ等で磨き洗いする。
- ③ 排水のつまりがある場合、ラバーカップ等でつまりを除去する。
- ④ 脱衣室は真空掃除機又は箒等で丁寧にゴミ及び埃等を取り除く。
- ⑤ 脱衣カゴ等は清潔な雑巾で乾拭きする。
- ⑥ ドライヤー入れ等に髪の毛が残留しないよう適宜清掃を実施する。
- ⑦ 6ヶ月に1回程度、各浴室・シャワー室において高圧洗浄機等を使用した特別清掃を実施する。
- ⑧ 清掃実施時間は、あらかじめ当センターが指示する時間帯に行う。

(1 3) エレベーター

- ① 床面の除塵及び清拭を実施する。
- ② 壁面、扉、手摺り、鏡、スイッチ周り等は、布等に材質に応じた洗剤等を用いて汚れを除去し、清潔な雑巾で乾拭きし、曇りがないように仕上げる。
- ③ 壁面等に落書き、貼り紙等を発見した場合は速やかに除去する。
- ④ 戸溝は、真空掃除機又は箒等で丁寧にゴミ及び埃等を取り除き、ケレン等ですみの埃等を取り除き、清潔な雑巾で水拭き及び乾拭きする。
- ⑤ 天井付近は週1回以上除塵を行い、適宜ステンレス用薬剤や消毒液拭きを行う。
- ⑥ 清掃は、利用者の少ない時間帯に行う。

(1 4) グリストラップ清掃

ゴミ、汚物等を取り除き、材質に応じた洗剤等を用いて汚れを洗浄除去し、ブラシ等で磨き洗いする。

(1 5) ベランダ、屋上等の清掃

- ① 床面を除塵し、手摺り等は拭き上げる。
- ② ベランダ、屋上等の横溝のゴミ、雑草、汚泥等を定期的に取り除く。
- ③ 台風のシーズンは汚泥が排水部分に堆積しないよう、適宜清掃する。
- ④ クモの巣をウェット雑巾、帶電ハタキなどで拭き取る。
- ⑤ 鳩の糞が付着している場合は、洗浄剤等を使用しデッキブラシ等で清掃する。

(1 6) 屋外清掃

- ① 病院玄関、救急入口、ピロティ等は、備品(ゴミ箱、傘袋スタンド等)は、常に美しく管理する。
- ② 敷地内を巡回のうえ、ゴミや枯れ葉等を取り除き、竹箒等で清掃する。

③ 利用者が通過する敷地内経路に枯れ葉等が堆積しないよう、適宜清掃する。

④ 警備員と協力して、駐車場清掃を実施する。

(17) 見直し・点検・補修作業

① 清掃時に動かした備品類は、作業終了後元の状態に戻す。

② 防火シャッターの前または下には何も置かないようにし、置いてあれば移動させるか当センターに報告する。

③ 常に業務内容の見直しを行い、業務改善に努める。

(18) 作業後手洗い

① 1つの作業が終了したときには、手袋の使用の有無にかかわらず、石鹼と流水で手洗いをしなければならない。

② 1日の勤務が終了し、病院を出る際にも石鹼と流水で手洗いをし、感染源等を院外に持ち出さないよう努める。

(19) 清掃用具の管理

① モップは、使用後水洗い、乾燥機を使用した80℃以上の乾燥。状況に応じ、消毒作業を行う。

② タオル、雑巾等は、使用後水洗い、乾燥。状況に応じ、消毒作業を行う。

③ ダスタークロスシートは、毎日交換する。

④ 清掃中清掃用具の移動については、専用カートを使用し、使用中でないカート、用具、器材、薬品はすべて所定の場所に収納し、常に用具の整理整頓をする。

⑤ 清掃作業中の専用カートの使用については患者の進路妨害、医療行為等の支障となるよう注意する。

2 特記事項

(1) 外来診察室、検査室等専用部分等

① 来診察室等及び中待合の清掃は、診療時間外に行う。

② 清掃方法は本要領を基本とするが、救急外来等特別な場所においては、当センター担当者と別途協議のうえ定める。

③ 外来の区域は、外来患者、同伴者等が一時に多く来院するため、接触事故等に十分注意する。

④ 診察室内の流し台及び汚物層は清潔に保つ。

⑤ 各現場の特別なマニュアル等がある場合は、それに従う。

⑥ 来院者等から院内の場所（診療科やトイレ等）を聞かれる場合があるため、病院に勤務する者の一員として丁寧、親切な対応を行うとともに、診療科の所在等についても精通しておく。

(2) 清潔区域等（手術室、ICU、CCU、HCU、アンギオ室 等）

① 清潔区域専用の清潔なモップ・クロスを用意する。

② 目の高さ以上にある個所の埃も除去することとし、柄付き埃取り等を使用する。

③ 清掃を行うにあたっては、専用の消毒された作業衣、履き物、マスク等を着用し、現場の看護師等の指示に基づいて作業を行う

④ 上記以外は概ね一般病床に準ずるが、それぞれの特殊性に応じ、変更等がある場合

は当センターの指示に従う。

(3) 感染症の疑いのある患者が使用する病室

- ① 感染症の疑いのある患者が使用する病室の清掃は、病室清掃の最後に行い、それに適応した消毒剤を使用する。
- ② 感染症の疑いのある患者が使用する病室の清掃終了後は、使用した道具類からの感染を防ぐため汚染したクロス、モップ等は袋に密封して持ち出し、モップの柄等は病室の出口で消毒してから室外に出す。
- ③ 上記以外は、概ね一般病床に準ずる。

(4) 病室およびナースステーション等の床

- ① ドライモップで除塵し、清潔なモップで湿式清掃を行う。
- ② ナースステーションの清掃時間については、病棟看護師長等と相談の上実施する。

(5) 1階及び玄関ホール

- ① 玄関ホールは最も歩行が多い部分で汚れも激しくなる個所であることに留意し、常に清潔な状態を維持する。
- ② 玄関マット等は、こまめに除塵し、常に清潔に保つ。
- ③ 正面玄関及び救急外来入口のガラス戸は、汚れが目立ちやすいので美観を保つよう適宜磨きあげる。
- ④ 雨天時等は、正面玄関及び玄関ホールの床が滑りやすいので、濡れている部分があればこまめに拭く。

(6) 階段

階段は、床面のほか蹴込み板、幅木、手すり、桟、手の届く範囲の壁等を清掃する。
特に手指高頻度接触面である階段部分の手すりは入念に清掃消毒を実施する。

(7) 案内板、案内プレート

案内板、案内プレート、室名プレート等は手の届く範囲で1週間に1回程度清掃する。

(8) トイレ

- ① 多くの来院者が利用するため、汚れが付着しやすいので日常清掃以外にも、適宜、巡回し、必要に応じて清掃を行う。
- ② 便器の詰まり、排水の詰まりがある場合、ラバーカップ等で詰まり解消のための措置を行う。
- ③ 詰まりの改善が見られない場合は当センターに連絡する。
- ④ 女性トイレの清掃は、原則女性作業員が実施する。

(9) 共用部分

- ① 手すり、ドアノブ、電気のスイッチ等の清掃消毒を実施する。

(10) 退院時清掃

- ① 清掃員は担当する病棟において入退院情報を確認し、患者が退院し空室（空きベッド）となった時には、特に普段清掃困難となる枕元照明、ベッドフレーム等の清掃を入念に行う。
- ② ベッドの下等に綿埃がたまらないよう清掃する。
- ③ 退院時清掃は原則昼食時間帯には実施しない。

- ④ 患者の退院後に行う清掃については、次の利用者が清潔に気持ちよく使用できるよう入念に行う。
- (1 1) その他
- ① 会議室、事務室、当直室等、前各項で明記していない箇所については、基本的に仕様書3.(1) 日常清掃管理の内容に基づき清掃を行う。
- ② 清掃実施時間については、病院業務に支障のないよう関係所属と協議の上実施する。
- 3 その他留意点
- (1) 清掃該当箇所において、目視で確認できる汚れ等がある場合はもちろん、当センター職員が指定する箇所も適宜清掃する。
- (2) カウンター、手摺り、扉、備品等の水平面の埃の除去を忘れないよう留意する。
- (3) 病院及び付属施設のトイレは日常清掃後も定期的に巡回し、常に清潔を保つ。
- (4) 作業中に施設の不具合箇所や不審物（者）等何らかの異常を発見した場合は連絡することとする。
- (5) その他業務遂行に必要な事項の疑義及び細部については、双方協議のうえ実施する。

第2 定期清掃

1 清掃の場所及び回数等

- (1) 清掃の場所及び回数については、別紙「奈良県西和医療センター清掃作業基準表」による。
- (2) 緊急時は、作業中であっても、診察の妨げにならないよう中断し、早急に復元する。
- 2 床洗浄・ワックス塗布（各室、廊下及びロビー等）
- (1) 床面を真空掃除機、化学雑巾、自在簾で丁寧に清掃し、機械洗浄を行った上、洗剤を除去し、ワックスを床面に塗布し仕上げる。
- (2) 通行者、利用者の安全を充分に配慮した作業を行い、受託者の責任において作業の安全確保を図る。
- (3) 床の材質がカーペット素材及びノンワックス素材の箇所は床洗浄のみ実施する。

3 窓清掃

- (1) 窓（両面）はストリッパーに材質に応じた洗剤等をつけてガラス面を拭く。
- (2) スクリイジーで水を切り、清潔な雑巾で隅々まで拭き取る。
- (3) サッシ部に汚れ、蜘蛛の巣等がある場合は清潔な雑巾で拭き取る。
- (4) 網戸はブラシ等で洗浄しタオル等で空拭き仕上げをする。
- (5) 汚れの著しい箇所は網戸をはずし、洗浄できる場所まで運び、中性洗剤を用いて、ブラシや高圧洗浄機等で洗浄後、タオル等で空拭き仕上げし、元の場所に設置する。
- (6) ブラインド設置部は、埃を清潔な雑巾で拭き取る。

4 エアコン・ファンコイルフィルターおよび本体吹出口 給排気口 清掃

- (1) フィルター清掃は、エアコンフィルターを取り出し、フィルターを所定の場所（詳細は別途協議）にて掃除機で埃を取り除き、洗剤を用い水洗いし乾かす。
- (2) フィルター取り付け時、本体（吸い込み口ガラリ等）の汚れ、埃を清潔な雑巾で丁寧に拭き取る。

- (3) 特に汚れ、破損等があるフィルターは当センター保管の新品と交換する。
- (4) 給排気口本体は清潔な雑巾で拭取清掃を行い、吸込口および吹出口ガラリ等（ねじ留め）を、取り外して高圧ホースのジェットで黒ずみを完全に洗い流し、乾燥させるなど防かび対策をして、所定位置に運び、外れないように取り付ける。

5 ベランダ清掃

- (1) 蜘蛛の巣や虫の死骸などを取り除く。
- (2) ベランダ、屋上又は建物周辺のド鳩のフンは、フン害（感染性疾患の原因）が発生するおそれがあるため、削り取り除去し、水洗い清掃する。

6 その他

高所作業を実施する際は、安全対策を実施し、十分に注意して清掃する。